

災害時における炊出し等に関する基本協定（参考１）

（大規模災害時炊出し等支援想定）

自治体の長→会員へ協力依頼
自治体 →炊出し等の日時、場所を指定
会員 →非常炊出し等の際の労務提供
自治体 →業務に要した実費費用額を支払
自治体 →業務実施中の損害補償

（協定の目的）

第１条 この協定は、災害に対し、A自治体（以下「甲」という。）がB社（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協力を求める時の手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条 甲はA自治体に災害が発生し、A自治体のみでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、日時、場所を指定して業務の協力を要請するものとする。

（業務の内容）

第３条 乙が協力する業務の内容は、甲の行う非常炊出し等の際に、労務を提供するものとする。

２ 非常炊出し等の際、乙の手持ちの原材料によるほか、原材料、資器材及び燃料は、甲が準備するものとする。

（費用の負担）

第４条 甲は乙に対し、乙が提供した労務の対価、原材料等に要した費用を負担するものとする。

（報告及び請求）

第５条 乙は、業務が終了した後、甲に報告のうえ業務に要した実費費用額を甲に請求するものとする。

（損害補償）

第６条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務を実施中において負傷し又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、「災害業務従事者に係る損害補償に関する条例」（A自治体条例第○号）に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）

第７条 この協定の有効期間は、協定締結の日から２年間とし、期間満了の１カ月前までに、甲、乙からなんらの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義のある事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和 年 月 日

甲	A自治体	㊞
乙	B会社	㊞